

9. 景観形成条例改正案の要旨

(1) 目的・方針等

鳥取市らしい良好な景観の形成を進めていくための目的や基本方針を規定するものとします。

(2) 各主体の責務

市の責務の他、市民・事業者などの景観形成に関わるそれぞれの主体の役割・責務を規定するものとします。

(3) 景観計画

景観計画策定の手続きや住民等による提案に関する事項を規定するものとします。

特に、重点的に景観の形成・育成を図る必要がある地区は「景観形成重点区域」として指定することができるものとします。

(4) 景観法に基づく行為の規制等

建築物・工作物の新築・改築等における届出対象や規制内容について規定するものとします。

届出対象は、基本的に建築面積(築造面積)1,000㎡を超える又は高さ13mを超える建築物・工作物とします(景観形成重点区域を除く。)。また、勧告に従わなかった場合には、景観審議会の意見を聴いたうえで、公表できることとします。さらに、建築物・工作物の色彩が、制限に適合しないことによって良好な景観の形成に支障が生じる場合、当該行為に対して変更命令(原状回復)の措置をとることができるものとします。

(5) 良好な景観づくりに対する支援等

良好な景観づくりを行う団体の認定や活動への支援・助成、表彰等について規定するものとします。

10. 適用

①本計画第6. 行為の制限に関する事項は、平成20年10月1日以降に着手する行為から適用する。

②本計画第8. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項は、平成24年11月1日以降に適用する。